

鳥取県介護テクノロジー定着支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県介護テクノロジー定着支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、介護サービス事業者等が介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助を通じて、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第6欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以下とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、別に通知する日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額（事業所単位）を伴う変更以外の変更とする。

2 規則第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は別に通知する日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。)

2 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(財産の処分に係る補助金の返還)

第9条 補助事業者が規則第25条第2項の規定に基づき、知事の承認を得て財産の処分をする場合において、知事が補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分することにより得る収入の全部又は一部に相当する額及び補助金額の全部又は一部を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年7月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年6月12日から施行する。

別表 1

1 補助事業	(1) 介護テクノロジー等の導入支援	(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援										
2 事業実施主体	下記対象事業所を運営する法人等											
3 対象事業所	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法に基づくサービスを提供する県内のサービス事業所（訪問介護事業所や、居宅介護支援事業所を含む。） 老人福祉法に基づく県内の養護老人ホーム及び軽費老人ホーム 											
4 補助対象経費	<p>ア 「福祉用具情報システム」((公財)テクノエイド協会が提供。以下、「TAIS」という。)に掲載された介護テクノロジー等</p> <p>「TAIS」において「介護テクノロジー」として選定された機器等及びこれと機能等が同水準と県が判断した機器等の導入に要する経費 (当該年度に当該機器を導入する場合には、一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用や Wi-Fi 環境整備に必要な経費等を含む。)</p> <p>イ その他</p> <p>アによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等の導入に要する経費</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> バックオフィスソフト(電子サインシステム、給与、勤怠管理等) 等 	<p>(1) アの機器等のうち、「介護業務支援」に分類されているテクノロジー又は「介護業務支援」に分類されているテクノロジーと同水準の機器等と、そのテクノロジー等と連動することで効果が高まると判断できる(1)アの機器等を導入する場合に要する経費 (当該年度に当該機器を導入する場合には、一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用や Wi-Fi 環境整備に必要な経費等を含む。)</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 「介護業務支援」に該当する複数の機器 介護ソフト+インカム 等 										
5 補助率	4/5											
6 基準額	<p>ア 第4欄アで示す機器</p> <p>(ア)「移乗支援(装着型・非装着型)」、「入浴支援」、「介護業務支援」のうちインカム ：1機器につき100万円</p> <p>(イ)「介護業務支援」のうち介護ソフト</p> <p>①職員数(※1)に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約方式の場合 ：以下の表による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員数(申請時点)</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名以上10名以下</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>11名以上20名以下</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>21名以上30名以下</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>31名以上</td> <td>250万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②上記以外の契約方式の場合 ：1事業所につき250万円</p> <p>※介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用や Wi-Fi 環境整備に必要な経費が発生する場合は、基準額に15万円を加算することとする。</p> <p>※訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所(介</p>	職員数(申請時点)	基準額	1名以上10名以下	100万円	11名以上20名以下	150万円	21名以上30名以下	200万円	31名以上	250万円	<p>機器等の合計経費 ：1事業所につき1,000万円</p> <p>※介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用や Wi-Fi 環境整備に必要な経費が発生する場合は、基準額に15万円を加算することとする。</p>
職員数(申請時点)	基準額											
1名以上10名以下	100万円											
11名以上20名以下	150万円											
21名以上30名以下	200万円											
31名以上	250万円											

	<p>護予防も含む。)であって、交付決定年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。</p> <p>(ウ)上記以外 ：1機器につき30万円</p> <p>イ 第4欄イで示す機器</p> <p>(ア)バックオフィスソフト以外 ：1機器につき100万円</p> <p>(イ)バックオフィスソフト</p> <p>①職員数(※1)に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額変動する契約方式の場合 ：以下の表による</p> <table border="1" data-bbox="518 696 954 864"> <thead> <tr> <th>職員数(申請時点)</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名以上10名以下</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>11名以上20名以下</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>21名以上30名以下</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>31名以上</td> <td>250万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②上記以外の契約方式の場合 ：1事業所につき250万円</p> <p>※訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所(介護予防も含む。)であって、交付決定年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。</p>	職員数(申請時点)	基準額	1名以上10名以下	100万円	11名以上20名以下	150万円	21名以上30名以下	200万円	31名以上	250万円	
職員数(申請時点)	基準額											
1名以上10名以下	100万円											
11名以上20名以下	150万円											
21名以上30名以下	200万円											
31名以上	250万円											
<p>7 1事業所当たりの限度台数</p>	<p>「移乗支援」「移動支援」「排泄支援」「入浴支援」に該当するテクノロジーについては、導入目的ごとに以下を限度台数とする。</p> <p>【施設・居住系サービス】 利用定員数に1/10を乗じた数</p> <p>【在宅系サービス】 利用定員数に1/20を乗じた数</p> <p>※1台未満の端数は切り上げ</p>											
<p>8 要件等(全て満たすこと)</p>	<p>ア 別表2のサービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(名称は問わない。)を設置すること。(※2)</p> <p>イ 別表3のサービスについては、交付決定年度内に、「ケアプランデータ連携システム」(「介護保険資格確認等WEBサービス」に統合された場合は当該サービス)の利用を開始すること。「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものを含む。</p> <p>ウ 本事業による介護テクノロジーの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること(「第9欄 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表」の効果の報告により確認する。)</p> <p>エ 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」(※3)の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、または事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策につ</p>											

	<p>いては、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。 なお、SECURITY ACTION 対象外の事業所については、同等の対策（一つ星又は二つ星）を講じていることを宣言すること。</p> <p>オ 厚生労働省が発行する資料（※4）を参考に業務改善に取り組み、第9欄に基づき、業務改善計画を作成すること。</p> <p>カ 補助を受けた介護事業所等は、科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence : LIFE（ライフ）。）による情報収集に協力すること。</p> <p>キ 補助を受けた介護事業所等は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。（厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。）</p> <p>ク 県が設置する介護生産性向上総合相談センターが実施する研修を受講すること。やむを得ず、当該研修を受講できない場合は、厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」、「生産性向上フォローアップセミナー」又は「デジタル中核人材養成研修」を受講することとし、別途指示する方法により、受講報告書を提出すること。なお、本研修とは別に第9欄アに定めるとおり、介護生産性向上総合相談センターや相談窓口へ相談することとする。</p>
<p>9 業務改善計画の作成及び効果の報告</p>	<p>ア 業務改善計画の作成 補助を受ける介護事業所等は、業務改善計画を作成するものとし、県に提出する。 なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則として、県に設置されている介護生産性向上総合相談センターに相談するものとする。</p> <p>イ 業務改善に係る効果の報告 補助を受けた介護事業所等は、補助を受けた翌年度から3年間、当該事業所等においてアで定めた業務改善計画に対する効果を県に対し報告することとする。</p>

注記

【4 補助対象経費関係】

（留意事項）

- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。開発に要する経費は補助対象とはならない。
- ・＜福祉用具情報システム（TAIS）＞
 （掲載先：<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>）
- ・別表1（1）第4欄アのテクノロジーの機器等（介護ソフトを除く。）の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とする。なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して別表（1）第6欄に定める1台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額とする。（2）のパッケージ型導入支援においては基準額の範囲内で付帯費用を対象とする。また、通信費は上記経費には含まない。
 ＜機器等の導入に付帯して必要となる経費の例＞
 - ・介護ソフト以外の介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
 - ・介護ソフト以外の介護テクノロジーの導入に伴って導入するPC、タブレット端末等
- ・介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。なお、既に導入している介護ソフト等と組み合わせで一気通貫が実現できていれば補助対象となる。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にすること。
- ・居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記①を要件とする。また、施設サービス事業所、地

域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記②を要件とする。なお、施設サービスとは介護福祉施設サービス、介護保険施設サービス及び介護医療院サービスをいう。

- ①公益社団法人国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査」の結果において、（１）「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、（２）中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。
- ②厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、科学的介護情報システム（LIFE）について（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html）に掲載されている「CSV 連携仕様書（LIFE）」に準じた CSV ファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。

【6 補助限度額関係】

（※1）

- ・職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。
- ・職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

【8 要件等関係】

（※2）

（参考）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集
（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf>）

（※3）

「SECURITY ACTION」とは、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する、中小企業・小規模事業者等自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。

- ・「SECURITY ACTION」の概要説明
（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>）
- ・「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」
（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>）

（※4）

- ・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン
（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>）
- ・介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き
（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001276275.pdf>）
- ・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集
（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001124428.pdf>）
- ・介護ロボット等のパッケージ導入モデル
（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001690574.pdf>）
- ・介護現場で活用されるテクノロジー便覧
（掲載先：https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/r05_105_02jigyohokokusho.pdf）

別表 2

短期入所生活介護
短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護
小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
地域密着型介護老人福祉施設
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院
介護予防短期入所生活介護
介護予防短期入所療養介護
介護予防特定施設入居者生活介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

別表 3

訪問介護
訪問入浴介護
訪問看護
訪問リハビリテーション
通所介護
通所リハビリテーション
福祉用具貸与
居宅療養管理指導
短期入所生活介護
短期入所療養介護
夜間対応型訪問介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
認知症対応型通所介護
地域密着型通所介護
小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護
特定施設入居者生活介護（短期利用）
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
認知症対応型共同生活介護（短期利用）
居宅介護支援
介護予防訪問入浴介護
介護予防訪問看護
介護予防訪問リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション
介護予防福祉用具貸与
介護予防短期入所生活介護
介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
介護予防居宅療養管理指導
介護予防認知症対応型通所介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
介護予防支援
訪問型サービス（みなし）
訪問型サービス（独自）
訪問型サービス（独自／定率）
訪問型サービス（独自／定額）
通所型サービス（みなし）
通所型サービス（独自）
通所型サービス（独自／定率）
通所型サービス（独自／定額）

第 号
令和 年 月 日

（申請者）様

職 氏 名

年度鳥取県介護テクノロジー定着支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県介護テクノロジー定着支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については別に通知することによる。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について「鳥取県介護テクノロジー定着支援事業補助金交付要綱」（令和7年7月23日付第202500079582号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用・補助事業の遂行等に当たっては規則及び要綱の規定に従わなければならない。